

第2回三田市特別職報酬等審議会会議録

令和5年12月21日（木）19:00～ 市役所本庁舎3階302会議室B

[出席委員]

久保会長、足立委員、松原委員、吉田委員、小林委員、村上委員、濱中委員、永井委員

開会（進行 小野人事課長）

1 会長あいさつ

2 会議録の確認

3 審議

議題1 審議会資料説明

議題2 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会議員の議員報酬の額、政務活動費の額について

議題3 その他

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料P1を説明

1 第1回審議会の概要及び第2回の方向性

《質疑等》

【会長】事務局より『第1回審議会の概要及び第2回の方向性』について説明いただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

【会長】質問は特にないようですので、今後の進め方として、先ほど事務局より説明がありましたとおり、今回（第2回）の審議会で大きな方向性を決め、額を決定するための根拠・判断材料を検討し、次回（第3回）で額を決定していくといった予定で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

【委員】はい。

【会長】では、この予定で進めさせていただきます。

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料P2～P5を説明

2 特別職給料及び議員報酬・政務活動費改定根拠（前回答申内容を踏まえて）

《質疑等》

【会長】事務局より『特別職給料及び議員報酬・政務活動費改定根拠（前回答申内容を

踏まえて)』について説明いただきましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

【委員】平成26年審議会答申の中で、『議員定数を24人から22人へ削減し報酬総額の抑制にも貢献している』とありますが、議員定数の増減が行われるごとに、人数に連動して給料改定も行われるのでしょうか。

【事務局】人数の増減によって報酬の増減を行うものではなく、人数と報酬が連動しているわけではないです。過去24人から22人に議員定数を減らしているのは、報酬は関係なく、あくまでも議会運営において適正な定数を議会で議論して決定されたものです。また、定数とは別に報酬については本審議会で審議しますので、平成26年の審議会の際には、『議員定数の減により報酬総額の抑制に貢献している』、『議員活動への期待』などを踏まえ、増額改定をしております。

【委員】政務活動費の執行率に差があることが見受けられます。こういった状況の中で議員の活動状況を何で見ていくのかになると思います。これほど活動状況に格差が出ると、まんべんなく活動しているというには1割の執行率は低いのではないかと感じます。議員活動を政務活動費の執行率で見ていくのは難しいと思います。P2の職務責任原則については、これまでどのような議論がされていたのでしょうか。

【会長】2点確認させていただきます。1つは、先ほど執行率の話がありましたが、これは政務活動費の執行率であり、この執行率が低いということは政務活動費を活用しての活動が少なかったということが言えます。他方で、政務活動費とは別に議員報酬があります。これは議員に支払う役務の対価であり、議会であれば本会議や委員会での審議活動などを行っており、これはすべての議員が必ず所属して活動しております。そのため、政務活動費による活動の差があっても、会議での審議という点においては議員活動に差がないと言えますので、政務活動費の執行率の違いを議員報酬へ反映することは非役があるので注意していかなければならないと思います。

【委員】では職務責任原則については、本会議、委員会への出席が一つであると考えられます。そうなれば、資料については職務責任原則に則した資料を提示すべきだと思います。職務責任原則を考えるなら、会長が言われるとおり議会への出席という点は重要だと思います。今回の資料で政務活動費の執行率を提示されていますが、これが議員報酬のどの点の解釈として受けとめたらいいのか、しっかり資料に記載していただいていたら理解しやすいかもしれません。

【会長】その点で申し上げますと、第1回の審議会資料の中で、議会の活動日数などの資料が示されており議論しました。今の質問に対してもしっかり対応できる議論はしてきたと思います。今回の資料では、議会の活動日数の統計データの資料はないですが、P5の⑧で議会の出席日数が示されており、令和4年の活動日数が190日と記載されており、これは第1回審議会で議論したことにより記載しております。

【委員】職務責任原則について、先ほどお話いただいたことが三田市の定義になると思いますので、それを反映する形で今回報酬月額を決定する根拠となると思います。

【会長】事務局に1点確認ですが『職務責任原則』、『均衡原則』、『状況原則』は議員報酬にも適用せよと示されていると解釈してよろしいでしょうか。

【事務局】実務事典では、資料に記載した内容しか示されておりませんが、ただ考え方としては、市長等の特別職だけに適用され、議員報酬には適用してはいけないというのではなく、一般的な考え方として、これらの原則は議員報酬を考える際にも考慮していくべきであると考えております。

【会長】わかりました。ありがとうございます。

《事務局より「三田市特別職報酬等審議会資料」の説明》

■資料 P6～P9 を説明

3 各指標のさらなる分析

《質疑等》

【会長】事務局より『各指標のさらなる分析』について説明いただきましたが、何かご質問等がございますでしょうか。

【委員】資料説明いただき、議員 1 人あたりや人口 1 人あたりの議員報酬の状況はわかりました。ただ、三田市は地図で見ると面積が大きいので、議員活動を行うにあたり交通費等がかかるなど面積が活動費に影響することはないのでしょうか。議員報酬の額等を検討するにあたり、人口や議員数だけでなく広さ（面積）も考慮する必要があるのではないかと思います。

【事務局】市内の広さが、活動のしやすさに影響することはなくはないと思います。活動の費用という点で言えば、逆に車の移動等で少ない経費でいけることもあると思います。そのため広さがどれくらい影響しているかはわかりませんが、影響がないとも言えないと思います。

【委員】芦屋市と比較すると、議員一人あたりの人口は同規模であるが、面積差は大きいので、やはり面積を考慮していく必要もあるのではないかと思います。

【会長】実際にどこで活動しているかと考えますと、選挙では三田市全体を 1 つの選挙区として選ばれていますが、個々の議員の地元があり、そこをベースに活動し議会に出席し、また必要に応じて市内の各所に移動することもあると思います。そのため、面積はトータルで見ると大きな要素になるかもしれませんが、議員活動という点で言えば、広いからといって移動の負担が全体で大きいかということ、それほど大きくはないという印象を持っています。

【委員】P8 の『議員 1 人あたりの人口が同規模程度の団体を絞り込み単純に月額報酬を比較』の表に示す数値の解釈をもう一度教えていただけますでしょうか。

【事務局】まず兵庫県下 29 市を単純に比較しても議員報酬が高い低いしかわからない。そのため、何か特徴に絞って分析する必要があると考え、議員 1 人あたりの人口が同規模である 6 団体を絞り込み比較しました。この表からも三田市はこの 6 団体の平均であることが読み取れ、兵庫県下 29 市の平均と比較すると三田市は高い報酬であることがわかります。金額の大小は都市の規模もあるので、単純に 29 市の金額を比較する考えもありますが、議員 1 人あたりの人口が同じ規模の団体を比較すると何か見えてくるか

と思い比較しました。

【委員】議員 1 人あたりの人口が同規模の団体と比較した資料をみると三田市は他団体と比較して議員報酬のスケールメリットがあるのではないかと感じました。その点を確認したくて先ほどの質問をさせていただきました。

【事務局】この率に応じて報酬を決めるといったことは難しいと思います。ただ同じ規模の団体と比較して適当であるかの確認はできると考えています。

【委員】説明いただき、この表の趣旨は他団体とのチェック機能としての比較表ということが理解できました。また、神戸市は政令市であり規模も権限も異なってくるので、比較対象から外すべきだと思います。

【会長】では第 1 回の議論、また今回の資料説明も踏まえて、まずは報酬額等の大きな方向性（増額・減額・現状維持）について議論していきたいと思います。何か意見はございますか。

【委員】今、副市長は 1 人ですか。副市長が 2 人体制はいつからですか。また森市長の時だけですか。

【事務局】森市長の時だけでなく、それ以前にも 2 人体制の時はありました。

【委員】岡田市長の時には、2 人体制の時がありましたか。

【事務局】岡田市長の時には、助役 2 人体制の時があったと思います。

【委員】今は 1 人体制で、今後も 1 人体制になるのでしょうか。

【事務局】条例上、副市長の定数 2 人となっており、現在は欠員状態となっております。

【委員】森市長の時は 2 期とも副市長は 2 人体制でしたか。

【事務局】最初は 1 人体制で、途中から 2 人体制となっております。

【委員】市長は 4 年任期となっておりますが、副市長は 1 年毎に任命されるのでしょうか。

【事務局】副市長も 4 年任期となっております。

【委員】森市長の任期途中で副市長が増えているということですか。

【事務局】はい。森市長の任期途中で副市長が 2 人に増えています。副市長を増やす際には条例改正し議会の議決を得る必要があります。

【委員】森市長の時はいつから 2 人体制でしたのでしょうか。

【事務局】令和 2 年からです。

【委員】市長 1 人に対して副市長 2 人の時と副市長 1 人の時とでは副市長への負担は全然違うと思うので、その点も考慮する必要があるのではないかと考えます。

【委員】職員から副市長になられる方もいると思いますが、副市長の給料が良ければ職員にとってもやりがいがあると思うので、今の特別職の給料割合（市長 100、副市長 80、教育長 70）も検討しなければならないのではないかと思います。

【会長】方向性としては、副市長の給料を増額した方がいいのではないかという意見ですね。

【委員】はい。今の三田市にとってはそれがいいのではないかと思います。

【会長】副市長の給料を上げる時には、市長、副市長、教育長の給料割合を見直すか、割合はこのままで 3 者とも上げるかになると思います。

【委員】 前回の議論も含め自身の考えを整理してきましたが、私の意見としては、気になった点は財政が健全化されてきていますが、これは独自カットやコロナにより活動減ってきていることも影響していると思います。結局、私は現状維持でいいのではないかと考えています。それは、現状維持ということは、以前までは独自カットしてきたので、その額からしたら増額ということになるので、ひとまずは現状維持でいいのではないかと考えています。

【会長】 整理しますと、前市長は独自カットをしてきたがそれが終了し、今は条例どおりの額を受け取る状態となっているため、特別職の給料については、現状維持でいいのではないかとという意見ですね。議員報酬についても現状維持という考えでしょうか。

【委員】 議員報酬についても、これまでの議論、資料をもとに考えると悪い金額ではないと思いますので現状維持でいいのではないかと考えています。

【委員】 特別職給料の独自カットは市長が変わったから終了したのででしょうか。

【事務局】 市長が変わったからではなく、前市長が自身の任期中は独自カットするという方針でありました。また議員報酬についても、議会で期間を決めてカットしていた状況です。

【委員】 別紙資料④P7～8『類似団体別一覧』の数値がすべて同じになっており間違っているのではないのでしょうか。

【事務局】 修正し、次回修正資料を配布いたします。

【会長】 もし、考えを整理することが難しいのであれば、審議会資料 P3～5 に平成26年審議会答申内容に対して今回はどうかといった形で整理されていますので、こちらを参考にしていただけたら少しは整理しやすいのではないかと考えています。

【事務局】 今回、資料を作成するにあたり、他の自治体の報酬審議会ではどういった点に着目しているのかを調べましたが、どの自治体も他団体比較など三田市とほぼ同じような点に着目して整理されていました。他団体との均衡を図ることや社会情勢を反映させることが市民の納得性の全部ではないですが一部は反映できているという整理をされている自治体が多かったです。

【委員】 副市長、教育長は増額してもいいと考えています。三田市の教育はしっかりされているので、特に教育長はもっと高い給料でもいいと思います。そういったことから特別職3者の給料割合も現状にこだわる必要もないし、見直すことによって三田市が良くなればそれが一番いいことであると思います。

【会長】 今のところ、『副市長、教育長は増額』と『すべて現状維持』といった意見が出ております。もし減額の意見がないようであれば、大きな方向性としては『現状維持』もしくは『部分的増額』として、次の第3回で詳細に検討していくということでしょうか。

【委員】 私の意見としては、『現状維持』もしくは『増額』の方向でいいのではないかと考えております。根拠としまして、『均衡原則』『状況原則』について資料をもとに考えると『増額』もあると考えます。また『職務責任原則』については、財政状況が決して悪くない現状であることから考えると、市長は一定の職務を行っていると言えるので現

状維持は当然で、増額を一定どう検討していくかになると思います。また、議員報酬については、労働の対価ということであり、その労働対価については、本日の議論の中で報酬に見合った労働はあるというのが理解できましたので、現状維持は当然で、増額を一定どう検討していくかになると思います。

また、先ほど教育長の話もでておりましたが、三田市にとって教育長の成果が評価に値し、その根拠を示せるのであれば、特別職3者の給料割合（100：80：70）の教育長の割合を類似団体平均、類似団体（近畿圏）平均の75までの範囲で上げてもいいのではないかと思います。

【委員】特別職3者の割合（100：80：70）は、今までこの割合であったことは理解できましたが、議員報酬の割合（議長：副議長・議員）は設けていないのでしょうか。

【事務局】はい。特に設けてはいないです。ただ、今回の審議会資料の中で議員報酬割合を他団体比較した目的は、現在の議員報酬の割合が他団体と比較して偏ったものではないかを検証するためです。検証結果、特に平均的であったことが確認できました。

【会長】議員の報酬については、昭和37年の内簡で一般職の部長級という目安がありますが、副議長、議長にはそれがありません。

【事務局】議員の報酬は部長級を目安にし、副議長、議長は議員の報酬を基準として職責の重さの差をどうみるかということになってくると思います。そういった点では特別職3者の割合の考え方にも似ている部分があると思います。

この職責の差を測ることも難しいので、議員報酬割合を他団体比較し一定適正であることを確認しました。

【委員】では、議員の報酬をベースに副議長、議長の報酬額を決定していくという考えでよかったですでしょうか。

【事務局】はい。平成26年の審議会でも議員の報酬をベースに副議長、議長の報酬額を決定しております。例えば議員の報酬を1%増額させるなら、副議長、議長も1%増額させているので、議長・副議長・議員の報酬割合は結果としては変更しない形で改定されております。

【会長】これまでの議論をまとめますと、大きい方向性としては現状維持が最低限で、増額するなら、何をどれくらい増額させるかということかと思えます。

この方向性で次回、具体的に審議を進めていきたいと思えます。

【委員】先ほど言っていた副市長、教育長の実績を事務局から提示するのは難しいのではないかと思います。教育長はこどもの教育を司る重要な人で、そういった人に期待したいという期待感が一番あります。これまでの教育長は、かなりやってきていると思うので、教育長の給料割合70をこの先ずっと続けるのはおかしいと思えます。職員の中からも副市長や教育長になるタイミングもあると思えますので、給料を底上げしてやりがいを持たせることにより、市民のために繋がる結果になればいいと思えます。そういった考えのもと教育長の給料を上げてもいいのではないかと思います。

また、副市長についても大変だと思うので、お金だけではないですがやりがいのある金

額にしていったらいいのではないかと思います。

【委員】理事や技監は給料形態はどうなっていますか。

【事務局】今現在、理事・技監はいないのですが、両者とも一般職なので私たちと同じように給料が決まっています。

【委員】理事や技監の給料の額はいくらぐらいだったのですか。

【事務局】理事や技監は、部長級ですので給料月額だけで比較すると副市長や教育長の方が高い金額です。

【委員】副市長や教育長は任命ですか。それとも自選ですか。

【事務局】副市長や教育長は、議会の同意を得て、市長が任命します。

【委員】市長が人選するのでしょうか。

【事務局】市長がこの人なら市政運営を任せることのできる人材を市民の代表である議会の同意を得て任命します。

【委員】今回、市長が変わったことにより、副市長、教育長も変わったのでしょうか。

【事務局】副市長は変わりましたが、教育長は変わっておりません。

【会長】本日の議論による報酬等の改定の大きな方向性は、現状維持もしくは増額でよろしいでしょうか。それを踏まえて今後判断していく根拠としては、審議会資料のP3～5に記載されていますがこれについてご意見をいただき、本日の審議会を終了していきたいと思います。

【委員】今の考えとしては、現状維持というよりかそれ以上かなと考えています。今後この改定率を議論していくと思いますが、これまでの資料も含めてどんな指標をもって考えればいいのか分からない状況です。その点を次回に向けて説明いただけたらと思います。

【会長】今回の資料でいいますと、物価指数、一般職の給料額の推移、民間賃金の推移等が根拠指標になってくると思います。また他団体比較等も根拠指標になるかと思えます。その指標を重要視するのかなど意見をいただけたら次回に整理しやすいと思います。

【委員】政務活動費については、どう考えていきますか。

【会長】わかりやすい指標で言えば執行率も1つの指標になるかと思えます。また物価高も1つの指標になるかと思えます。

【事務局】補足しますと、令和4年度の政務活動費執行率については、コロナの影響もあるかもしれませんが、平成26年審議会の答申に記載されている率（平成25年度）よりも低いです。また、議員の専門化が進んでいるということも考慮していく点になろうかと思えます。

【委員】令和4年の政務活動費の執行率はコロナの影響もあってなのか下がっていますが、執行率が低いからといって前に比べて活動が低下したとは言えないと思います。また、政務活動費は議会独自で削減しているのですよね。

【事務局】今の条例上の額は平成25年度から60,000円/月になっていますが、平成29年から令和4年度までは議会独自カットを行っている状況です。その中でコロナの影響もあって執行率が下がっていますので、執行額としては過去と比べると大きく少な

い状況にあります。ただ第2回審議会でも議論しましたが、執行率が低いから議員活動をしていない、執行率が高いから議員活動を活発にしていると判断することはできないと思います。そういったことで考えると、議員報酬は生活給的要素があるが、政務活動費は、限られた範囲の中で活動をしていただくという考え方もあると思います。

【事務局】政務活動費は使途が明確に決められているので、市民のために議員活動として使うものですので、極端に金額を制限すると市民のための議員活動も制限されるということになります。

【委員】令和5年度人事院勧告の平均改定率は1.1%で、仮に市長の給料を1%上げると約10,000円の引上げになります。これをどう考えるかだと思います。

【事務局】先ほどの補足をしますと、人事院勧告の改定率1.1%はあくまでも平均であり、役職階級（1級～8級）ごとに改定率は異なっており、若手職員である1級の改定率は7%ぐらいあり、部長級の8級では0.3%ぐらいであり、それら全体を平均した改定率が1.1%ということです。部長級相当としている議員であれば部長級と同じぐらいの改定率とすると、議員よりも金額の高い市長等について、1.1%の改定率でいいかどうかは議論していただきたいです。

【委員】平成26年審議会では市長等の特別職は3.9%の増額改定をしています。その時の根拠、考え方を教えてください。

【事務局】平成26年審議会の答申内容からのご説明になりますが、他団体比較、社会情勢等を考慮して、大きな方向性としては増額すると判断されています。具体的に額をいくりにするかについては、最終決定された考え方は、市長の給料が兵庫県下29市平均を下回っていたので、兵庫県下29市の平均ぐらいの額にするのが妥当であると判断されています。

【委員】今の市長の金額は、他団体比較から見ると低くないのに対し、教育長等は低いので、増額を考えるならば市長よりも副市長、教育長等の増額を考えていく必要があると思います。

【事務局】単純に考えると、社会情勢からみれば賃金水準も物価もあがっているので増額の方向性になると思いますが、他団体比較など他の要素も含めて検討すると、例えば、他団体との均衡を考慮して、高い水準なので現状維持、低い水準なので増額が妥当であると整理することもできるので、どの要素を重視していくかだと思います。

【委員】これまでの審議会資料の中では、増額した方がいいと考える指標があったり、減額した方がいい指標だったり色々ありますので、どの指標を重視するかが重要だと思います。何もわからない市民目線で考えると、類似団体比較が一番市民にとってわかりやすい指標であると思います。他団体平均よりも低い額であれば、市民も増額に対して納得できるのではないかと思います。やはり均衡で読み取れる指標を重視していけばいいのではないかと思います。

【会長】これまでの意見を整理すると、社会経済状況の指標を見ていくことが効率的であるが、それを反映させていく時に1つの考えとしては、三田市は今まで独自カットし、カットが終了したことにより実質増額となっているので、現状維持が妥当であるという

考え方があります。

もう1つの考え方としては、カットは関係なく増額した方がいいという考え方もあります。ここで均衡原則により、他団体比較の中で水準が高いので現状維持、低いのであれば増額した方がいいという考え方もあります。この方向性を踏まえて次回、具体的な検討をしていきたいと思えます。

以上で閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。